

令和4年4月7日

保護者各位

岡山県立岡山芳泉高等学校  
校長 姫路 勲

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出欠の取扱いについて

平素から、本校教育活動へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

このたび、「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和4年3月29日付け）に基づき、新たに出席停止措置の目安等が追加されました。つきましては、県立学校の出欠の取扱い基準ですが、下記の基準で対応してまいりますので、ご確認の上、適切なご対応をお願い致します。なお、ご不明な点は学校にお尋ねください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

(1) 児童生徒等の感染が判明した場合

(2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

(3) 児童生徒等に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合

※ コロナワクチン接種に伴う副反応であるかに関わらず発熱等の症状がみられるときには、これに該当する。

(4) 児童生徒等の同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

(5) 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合

※ 出席停止とする期間

(1) については、保健所等が指示する日まで

(2) については、濃厚接触者として待機を求められている期間

※ オミクロン株の場合は、陽性者との最終接触日から7日間

(3) 及び(4) については、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いなくなるまで

(5) については、濃厚接触者の取扱いに準ずる。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

(2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

(3) ワクチン接種に伴う副反応で、発熱等の風邪症状以外の腕の痛み等の症状があり、主治医や学校医と相談し、登校を控えるべきと判断された場合